

市第15号議案

保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更並びに町区域
の設定に係る字区域の廃止

次のように保土ヶ谷区において町区域を設定し、及び変更し、並
びに町区域の設定に係る字区域を廃止する。

令和 2 年 6 月 23 日 提出

横浜市長 林 文 子

1 町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
保土ヶ谷区 にしや 西谷一丁目	保土ヶ谷区西谷町の一部	別図のとおり
保土ヶ谷区 にしや 西谷二丁目	保土ヶ谷区上菅田町の一部	
	保土ヶ谷区西谷町の一部	
保土ヶ谷区 にしや 西谷三丁目	保土ヶ谷区西谷町の一部	
	保土ヶ谷区東川島町の一部	
保土ヶ谷区 にしや 西谷四丁目	保土ヶ谷区川島町の一部	
	保土ヶ谷区西谷町の一部	

2 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
保土ヶ谷区 上菅田町	保土ヶ谷区西谷町の一部	

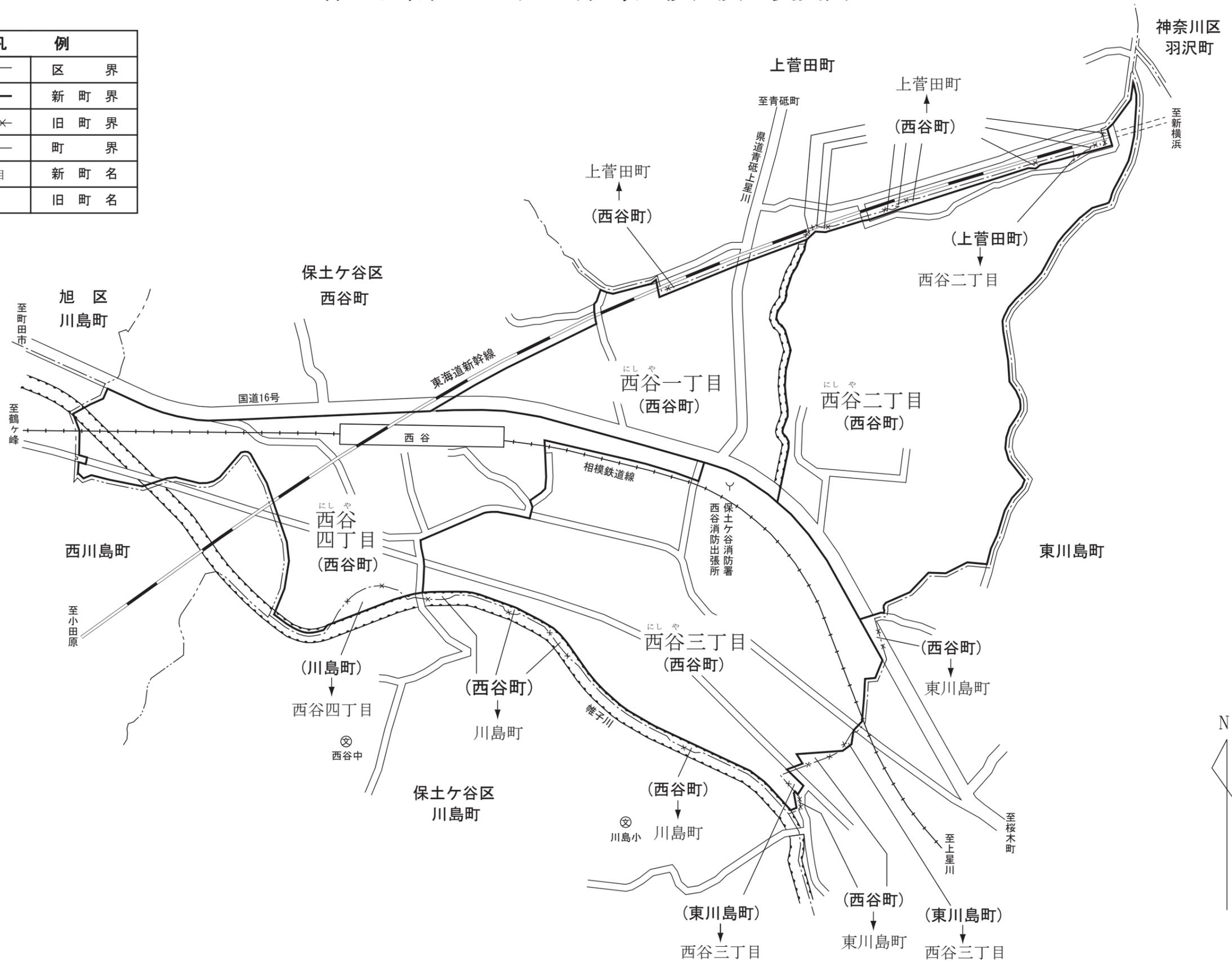
保土ケ谷区 川島町	保土ケ谷区西谷町の一部	別図のとおり
保土ケ谷区 東川島町	保土ケ谷区西谷町の一部	

3 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更図

凡 例	
-----	区 界
————	新 町 界
-×-×-×-	旧 町 界
-----	町 界
西谷一丁目	新 町 名
(西谷町)	旧 町 名



提 案 理 由

住居表示の実施のため、保土ヶ谷区において町区域を設定し、及び変更し、並びに町区域の設定に係る字区域を廃止したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）